

あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案		現 行																																																																			
<p>○<u>芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例(平成19年芦屋市条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、<u>芦屋市立あしや市民活動センター</u>(以下「活動センター」という。)を設置する。</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 活動センターの開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>施設使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">広さ</th> <th rowspan="2">収容人員</th> <th colspan="3">施設使用料金</th> </tr> <tr> <th>午前9時30分 ~正午</th> <th>午後1時~午 後3時</th> <th>午後3時~午 後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室A</td> <td>17m²</td> <td>12人</td> <td>500円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>17m²</td> <td>12人</td> <td>500円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室C</td> <td>50m²</td> <td>32人(50人)</td> <td>1,300円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>会議室D</td> <td>46m²</td> <td>28人(48人)</td> <td>1,200円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		室名	広さ	収容人員	施設使用料金			午前9時30分 ~正午	午後1時~午 後3時	午後3時~午 後5時	会議室A	17m ²	12人	500円	400円	400円	会議室B	17m ²	12人	500円	400円	400円	会議室C	50m ²	32人(50人)	1,300円	1,100円	1,100円	会議室D	46m ²	28人(48人)	1,200円	1,000円	1,000円	<p>○<u>あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例(平成19年芦屋市条例第5号)第15条第1項の規定に基づき、<u>あしや市民活動センター</u>(以下「活動センター」という。)を設置する。</p> <p>(開館時間等)</p> <p>第4条 活動センターの開館時間は、<u>午前10時から午後5時まで</u>とする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>施設使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">広さ</th> <th rowspan="2">収容人員</th> <th colspan="3">施設使用料金</th> </tr> <tr> <th>午前10時~正 午</th> <th>午後1時~午 後3時</th> <th>午後3時~午 後5時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室A</td> <td>17m²</td> <td>12人</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td>17m²</td> <td>12人</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>会議室C</td> <td>50m²</td> <td>32人(50人)</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>会議室D</td> <td>46m²</td> <td>28人(48人)</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>		室名	広さ	収容人員	施設使用料金			午前10時~正 午	午後1時~午 後3時	午後3時~午 後5時	会議室A	17m ²	12人	400円	400円	400円	会議室B	17m ²	12人	400円	400円	400円	会議室C	50m ²	32人(50人)	1,100円	1,100円	1,100円	会議室D	46m ²	28人(48人)	1,000円	1,000円	1,000円
室名	広さ				収容人員	施設使用料金																																																															
		午前9時30分 ~正午	午後1時~午 後3時	午後3時~午 後5時																																																																	
会議室A	17m ²	12人	500円	400円	400円																																																																
会議室B	17m ²	12人	500円	400円	400円																																																																
会議室C	50m ²	32人(50人)	1,300円	1,100円	1,100円																																																																
会議室D	46m ²	28人(48人)	1,200円	1,000円	1,000円																																																																
室名	広さ	収容人員	施設使用料金																																																																		
			午前10時~正 午	午後1時~午 後3時	午後3時~午 後5時																																																																
会議室A	17m ²	12人	400円	400円	400円																																																																
会議室B	17m ²	12人	400円	400円	400円																																																																
会議室C	50m ²	32人(50人)	1,100円	1,100円	1,100円																																																																
会議室D	46m ²	28人(48人)	1,000円	1,000円	1,000円																																																																

改正案	現 行
<p>備考</p> <p>1 <u>午前9時30分</u>以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用<u>30分</u>までごとの使用料は、<u>午前9時30分</u>以前の使用にあつては<u>午前9時30分</u>から正午までの区分の使用料の額に<u>5分の1</u>を、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に<u>4分の1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 <u>前項の規定による使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。</u></p> <p>3 収容人員の欄の（ ）書は、最大収容人員とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 <u>第4条第3項の規定により、午前10時</u>以前又は午後5時以後に活動センターを使用する場合の使用<u>1時間</u>までごとの使用料は、<u>午前10時</u>以前の使用にあつては<u>午前10時</u>から正午までの区分の使用料の額に、午後5時以後の使用にあつては午後3時から午後5時までの区分の使用料の額に、<u>それぞれ2分の1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 収容人員の欄の（ ）書は、最大収容人員とする。</p>